

# 争議行為の予告通知の公表

茨城県医療労働組合連合会 松崎 みどり 執行委員長から、平成30年3月9日、労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第1項及び労働関係調整法施行令（昭和21年勅令第478号）第10条の4第1項の規定に基づき、次のとおり争議行為の予告通知があったので、同条第4項の規定に基づき公表する。

平成30年3月12日

茨城県知事 大井川 和彦

## 1 事 件

賃上げ要求、一時金要求、労働条件の改善に関する事項

## 2 争議行為の日時

平成30年3月20日（火）午前零時以降、要求書解決に至る間。

## 3 争議行為の施設（次の病院・事業所）

- |                    |                  |
|--------------------|------------------|
| 1) 取手市新町 3-13-11   | あおぞら診療所          |
| 2) 牛久市ひたち野東 3-24-3 | 住宅型有料老人ホームこれの家   |
| 3) 取手市青柳 480-2     | 生協くらしのサポートセンター青柳 |
| 4) 日立市大みか町 6-17    | 回春荘病院            |

## 4 争議行為の概要

あらゆる形の争議行為の一部または全部を、単独もしくは併用して実施する。ただし、ストライキに入った場合の保安要員については、協定に基づきストライキ行動から除外する。

## 5 本組合加盟組合の内、争議をおこなう組織

- |                 |       |       |
|-----------------|-------|-------|
| 1) いばらきあおぞら労働組合 | 執行委員長 | 小川 智子 |
| 2) 回春荘病院労働組合    | 執行委員長 | 菊池 裕二 |